

大正七年三月廿日 發
條約監調査

公第二八八號

大正七年十一月十一日

在マニラ

帝國領事

外務省通商局御中



通商公報掲載事項中訂正方ノ件

本年八月五日附公第二〇〇號松信ヲ以テ及提出暹候マニラ
旅行ノ聲ナル報告書ハ通商公報第五五四號ニ掲載相成
居候處同報告未段「比律賓群島ニ上陸せんとするものは」
一然レトモ三等船若シ中「三等」ヲ「二等」ト誤植相成居候
為ノ著シク事案ト相違レ一般旅行者が移民トシテ取扱ハル様
大正七年十月九日 記録第二部接受
在マニラ日本領事館

相見エ世人ノ誤解ヲ招ク恐レモ有之假向右訂正方可然御取計
相成候様致度尚其他尤ノ通り誤植ノ異々同様に訂正相成度
此般申進候也

誤 正

頁数及欄

西政諸國	西政歴史	八八四	下欄下ヨリ三行目
ポルトガル	ポルトガル	八八六	上欄十行目
トンドロプラサモルガ	ビノンドロプラサモルガ	八八六	下欄六行目
ホツカービルディング	ホツカービルディング	八八七	上欄十三行目
イントラムス	イントラムロス	八八七	下欄十一行目
フツウラ	フアウラ	八八八	上欄二行目
フツウラ	フアウラ	八八八	上欄十一行目
フツウラ	フアウラ	八八八	上欄十一行目
フツウラ	フアウラ	八八八	上欄十一行目
フツウラ	フアウラ	八八八	上欄十一行目
ホニフワミオ	ホニフワシオ	同	二十行目

第2項 第27

32025

通商公報
分報第五七号
ニテ訂正掲載

訂正

誤

正

頁数及欄

Acete

Acete

八八八 十一行目下欄

Maclard

Maclard

八八九 二行目上欄

Fabrica de Nido de Water Co 129 m. de Comillas) 十一行トナリ居ルモ

在ニ註ニテ次ノ二行トナルキモノナリ (八八九上欄八行目)

Fabrica de Nido de Manila 660 Echague

Bucal Arceisim Water Co. 124 M. de Comillas

サンタナ

サンタアナ

八八九 十行目上欄

Playa

Playa

八八九 下欄六行目

Sinling

Sinling

八八九 下欄十行目

エチヤーダ

エチヤーダ

八八九 下欄十七行目

ホンダグワ

ホンダグワ

八九〇 上欄下目ノ二行目

イントラムラス

イントラムラス

八九〇 下欄下目ノ六行目

在マニラ日本領事館

ラガス湖畔

ラガス湖畔

八九一 上欄四行目

三等船着

三等船着

八九一 下欄一行目

受ケ留地

受ケルヲ要ス

八九一 下欄三行目終り

以上

校正者 米田書紀生

第2門第
第1類第
第2項第

秘授10730號

大正八年九月九日接

管通局

第1課

時事通報

第3報

マニラ 雜事

上

臺灣總督官房文書課

大正八年九月十四日記録第二部接受

① 其のマニラ視察ノ要項

其の最近主トシテ教育ノ視察ノ目的
トシテ比島ヲ旅行セルモノナルカ本島ハ教
育ニ関スル迄ヲ除キマニラ市見聞ノ後
ヲ参考トシテ通報セルモノナリ

- 一 マニラニ於ケル支那人ノ状況
- 二 日本人ノ状況ノ概観

○ マニラニ於ケル支那人ノ状況

(イ) 排日ノ状態 一般支那人全土ニ後リ
テ學生ノ主張ニ因ル排日運動ノ起リタル際
ニマニラニ於テモ僅チカラ其ノ運動力アツタトノ
コトデアル

マニラニ支那人ノ小中學校全五校アツテ其
生徒數ハ約七百餘名トノコトアル。之等生徒
カ主トナリテ糧食ヲ飛ハシ支那人輸出ノ商及上
小賣商ヲ強迫シテ日積ノ排日ヲス運動ヲ
ナレタ。斯クシテ支那人俱樂部ノ庭々支那人
學校ノ前ニテ僅ノ日本製物ヲ燒キ捨テタイフ
コソデアツタ。而シテ專ニ之レ位ニシテ後ヲ先
ケルモノコトデアリ。

マニラニテ支那人ノ取扱ハ、債物ハ日本銀行ノモ
カ太郎ヲ成シテ居ルノテアルカ、時向極現時ハ、然レト
日本銀行ノミテアルト云フ。斯ル次第テ商人ハ自
ラノ利益ニ矛盾ヲ事タスカ、爲ニ學生等ノ日領
排斥ノ運動ニ對シテハ、自ラ消極的ノ態度ヲ採
ラサルヲ得ナカッタノアル

マニラニ記者カ、端中八月四日ニ於テマニラ
ノ平和祝賀會カ催サレタノアル。七月三十日ノ
マニラトリゴレキレハ、左ノ記事ヲ載セテアル
マニラニ於ケル支那人學生ハ、平和祝賀會ノ
爲日ニ日本カ山車ヲ保留シテ居ルトニ對スル及、特
ノ輿論ヲ喚起スル爲ニ大會ヲ開ク計畫ヲナ
シテ居ル。爲市ノ公立及私立ノ諸學校ニ籍

ヲ置ク上級ノ支那人學生ハ、大部分斯ノ會ニ出
席スルヲアラウ。

一千九百十九年七月三十日支那商務會ニ
於テ比律賓群島ニアリテ、支那人會合ノ主要
人物ノ會合カ有ルナル材本高、ゲ、シ、チアンヲ
議長トシテ開カレタ。該席上ニテ書紀ルイスビ、ウイ
チエトチレカ、談ミタル次ノ決議文ハ、滿場一致ヲ以テ議
決セシメタ
来ル八月四日ハ比律賓總督府カ聯合國ノ戰
勝ヲ祝スル爲メニ公式ニ休日タルコトヲ發表セシメタ。
而シテ支那商務會、支那教育會、廣東人
會及支那人聯合會等カ如上祝賀會ニ参加
スルヤウ其招待ヲ受ケタ

然レモ、由來問題若解決ヲ尋ねる様ニ御
多ク支那ノ國使カ條約更ハ調印セセルコトカニ
ノ事項ニ因リテ各地ニ於ケル支那人ノ一般感情
ハ斯カル祝賀會ニ参加スルコトヲ欲テ心持シ
イ。

依テ是ニ於テ比律賓總督代理ニ該祝賀會
ニ支那人ノ諸會ヲ招待セラレタルコトニ對スル誠
心ノ謝意ト如上ノ理由ヲ爲ニ参加スルコトヲ出来
得サル衷心ノ遺憾ヲ傳ルコトヲ支那領事ニ諸
求スルコト。

更ニ支那人諸會ハ該立場ヲ保持スル爲メニ
他ノ聯合諸國ニ交渉ナリトイフ感情ヲ外部
ニハ勿論内部ニモ起スコトナク努メテ平常ノ識見
ヲ維持スルコトヲ。

上ノ事項ヲ議長ト書記ノ署名ヲ以テ議決シ
タルモトナリタ。

別封ニテ支那人聯合會ハ總督ニ宛テ比律
賓總領事ノ負任ノ補助ニ資セラレ受旨ヲ認メテ
五千ペソヲ送付シタ。

以上記事ノ大体ヲアルカ然モ角祝賀會ニハ参加シ
カウチ。而シテ公式ノ休日ヲ總督府ニテ發表シタニ
モ拍ラズ支那人商店ハ開店シ且支那人學校ハ
祝賀會日ニ授業ヲナシタ。當日ノ午後九時ヨリ
支那人學校ニテ講演會ヲ開キ次ニハ示威運動
ヲナス計畫ヲアツタトイフコトアルカ午後少シ過

クルト其ノ降雨ニテ亦成運動ハ中止トナリ之
等ハ學生連ノ所行テアル

一 盛スルニマニラニテノ排日運動ハ學生間ニテノミ
止マリ商人ハ表面上止ムヲ得サルトコロカラ積成シ
夕ニ過キナイノテ大ナラスシテ過キタル昨午有様テア
ル。尤モ排日運動トシテハ日貨ノ排斥力産ナルコト
テアラウカ特ニマニラニテ排日運動力日貨ノ
排斥ニ限ラルコト而シテ其レカ大ニ向ハサリシ理
由ハ支那本土ニ於ケルトハ其趣ヲ異ニシテ居ルト
コロカナケレハナラナイ

(四) 支那人ノ生業

比律賓群島全部ヲ三回視察シテミンダナオ
島ノコタバトトニ土地ヲ買ヒ此及々魁々農業ニ

従事スルトイフ青年ト同船ニシマニラニテモ同宿
シタ。此ノ話ニヨルト比律賓到ル處ニ支那人ノ
居ラサルコトナク而カモ其等支那人ハ農業ヲ
以テモノハ極メテ稀ニテ農耕ノ労働者ハホ
ルネオノ方バ居ルカ比律賓ニハ殆ントナリト
云フモ過言ヲハナク全島到ル處ニ住居スル支
那人ハ總シテ小業商人テアルトノ事テアル。
支那ニハ鎖國ナク古クヨリ海外ニ往復スル者
多ク殊ニ朝廷ニ離レタル南方支那ニアリテハ
生業財産ノ保護少キ故ニ海外ニ出ツルモ壞郷
ノ急薄ク生活其モノツキ比較的安固ナルヲ得
ルノ地ニ居テ求ムル場合ニハ既ニ自國ヲ出ツル時ハ
背水陣テアルカラシテ其地ニ對シテハ執著心強カシ

ヘタ 其ニハ其土地ヲ唯一ノ生活ヲ覺ル境地トシテ
認ムルニ至ル次第ヲ隨テ前者カ安キ居テ得ルハ
後者風ヲ為シテ移住スルハ自然ヲアル。斯クノ如
キ境遇ニ處シテ生活ノ安固ヲ得ルニハ其力メタリ
テ自然ニ任ルニ求ル以上ノ事項ヲ求メタリテナク
生業アルモトシテ生活其ヲ求ルニ自然伊然ノ感
ホニ動キテハ好カクアルカラ仕ヌヤ 強大ナルモノテ
アウタニ遠イナキ。仕業以上ノ利益ノ念ニ驅ラレタ
ニアラズ 生活ニ微シク窮シテ是隣ニ通スルノ境地
ヲ拓イタノテアル。而シテ其ノ兼代モ古イカ故ニ是今
ハ其那人ノ考釋密ニ移住スルコトハ 比律賓總督
府カラ總對ニ禁止セラレアルガ 既ニ住セルモノモ
マニラズニテ約セ萬餘戸トイフコトアル。而
五

シテ其大部分ハ小業商人テアル。

其那人ノ小業商人ノ數ヲ割ニシテ觀ルト 精確ニ行カ
イカ マニラズ者味ニラ 其那人ノ方カカ七、五ニ對シ日本
人ノ小業商人ハ一、残りノ一五カ他ノ外國人テアラ
ト云フ次第テアル。

マニラ者ノ銀座通ト邦人カ稱スルエスコルタ街
Calle de España 米國ノ大部分ト僅カク パーシー (Parsi)
ニヤノ唐路ニ堪エムシテ約三十餘種ノベルニヤ人カ印
交ニ移住シタニシテ籍カ印交故ニ云々ト云フ
カ奉来ノ印交人ト區別シ Parsi トモイフ 其那人モ
多ク入込之居ルノテアル) トカ 在領シテ居ル。之レニ
次テ 繁昌スルロサリオ街 (Rosario) ハ全部支
那人ノ小業商人ヲ次テ云々シテ居ル 且ツエスコルタ街

ニミテモ横丁或ハ露通ハ在ク支那人ノ居テ
アル。而シテ其貨物ハ記者ノ視タルトコロニテハ
親シト日本製銀品テアル。

三等多ク支那人小賣商ノ取扱フ日本製貨物ハ
支那人ノ輸入商ノ手ヲ經テ且ツ三等輸入商ハ
日本ノ神戸大阪等ニ大抵存スル支那人ヨリ輸入
スルトイフコトアル。

斯ク詳留全部ニ及リテノ商品ヲ依統スル一大機關
ヲ支那人商人カ操成シテ居ル者アリ。而シテ其
貨物ハ多ク日本製銀品ヲ特ニ時尙ノ影響者ニヨリテ
日本製貨物力甚大部ヲ占メ倉庫ニモ多ク入
入ツテ居ルト云フコトアル。

為詳留ニ在居スル支那人ノ大部カ商人ナルト其

六

取リ扱フ貨物ノ大部カ日本製銀ノモノナルコト隨テ
學生等ノ大部モ之等商家ノ子弟ノ多數ナ
ルヘキコト等ハ明カラアル。儼ラマニテニ於ケル排
日ノ運動力大ナルニ到ラサリシ理由ト支那本土
ニ於ケルト其趣ノ異ナルトコロモ亦少クテアル。
斯ノ如ク古クヨリ背水ノ陣ヲ造ラシ生物中心ノ欲求
タル生業ノ保存トイフ自然必然ノ總對性ニ動
カセレテ生活ノ境地ヲ拓キタル支那人ノ勢力ハ
大部ニ行キ後ツテ居ルヘキ筈アル。而シテ其
生業ニ對シテモ真剣ノカヲ経テ居ルニ遠イア
ルマイ。支那人ノ商業ニウキテ如何トモ産地ニ
関シ記者ノ如キ到テ内外者ハ視察スルコトハ
出来得ナイ。唯記者ト同シ宿ニ投シタル日本

人ニテダダオニラ働ケル者ニ聞クトコトニヨリト
ダダオ邊ニ日本人ノ雜貨店カアルカ自カ等
ハ支那人ノ店ニ行キ易ク且ツ支那人ノ店ニ至
際多ク行ク何トシテハ日本人ハ「賣ッテヤル」
トイフ 鮮ニ度テ居ルカラ店ニ入レハ値切ルコト
モ出来ス品カ氣ニ入ラスニテ買ハスニ出ル 証ニモ行
カナイトイフ不便カアルコト云ハ支那人ノ店ハ
遠慮ナクハ買ッテヤルトイフ 鮮ニ度テ自ラ持シ
テ行クコト出来得ルトイフコトアル 邦人ニテ海
外ニ出ツル多クノ者ハ生活ノ境地ヲ拓クトイフ
真面目ナ充實シタル鮮ニ度テテナク儲ケルトイフ
既ニ自益仕然ノ欲求以上ノ充實ヲ望ム 鮮ニ度テ
アルカラ其ノ努力カ充實シテ居ラナイ、其ノ働

七

ニ虚カアル 自覺シテ居ラナイ 餘裕ヲ存スルコト
ニナル。 隨テ商人ハ「賣ッテヤル」ニナリテ「買ッテ
モラッレ」ニハナラナイ。
斯クシテ自益仕然ト他國人ハ勿論日本人ニ供
スル債物ニツキテモ手数料ヲ支那商人ニ取ラレ
メテ自巳ノ活動ノ区域ヲ減少シツクアル
支那人間ニハ現金トシテ儲蓄スルハカリテナク
利益ニヨリテモ土地ヲ求ムルモノカ多イ。 且今支那
人ノ移住ヲ禁止スルニ到ツタカ 斯クナル迄ニモ大
部ニ支那人ニ對シテハ割時ヲ加ヘタコトアラウト
思ハレル。 隨テ公有地ノ拂トケナトモ中々支那
人ニ對シテハ困難多カリレコトアラツタニ遠イナイ
之ヲ免ルル為ニ支那人ハ比律賓ノ婦人ヲ毒

トナリテ喜ノ私教ニテニタル者多シト云フコトアル
支那人ノ移住ヲ禁止シタトシテモ現在迄ニ移
住ニタル者多ク比律賓人ト夫婦関係ヤ妾関係
係ニテ其子孫ノ繁殖ト混血兒ノ出生ノ増加ト
ハ之レヲ如何トモスルコトカ出来得ナイ現ニ上院
議長ニテ *John B. Wood* ノ通過ニ功ヲ奏シ比律
賓獨立主張ノ有力者タル *ケートソン* *Quipon* X
下院議長ノオスマニア *Comenius* ノ先代ハ支那人
ニテ同人ハ混血ナル由且ツ只今比律賓人ト稱シ
ラモ支那人トシ混血兒中々ニ多数ナリトコトアル
生業財産ノ保証ナキ國土ヲ去リテ艱苦ヲ
重テテ生活ノ境地ヲ開拓シテ然ラズハ然ノ欲求
求元是ニ保証ヲ得レハ謝次ニ萌スヘキハ推力ノ

欲求ヲ有 印度ニ於ケル如ク
ニエトヨクニ於ケル如キ皆是レハアルマイカ 比律
賓ニ於テ支那人カ頭ヲ擧グル時ハオマイカ
支那人ノ勢力ヲ比律賓ヨリ駆逐スルハ如何
ニシラモ貨物ヲ供給スル支那人ノ握ル檢閲
ヲ奪ハテケレハナラナイ

〇二、日本人ノ状況概観

(イ) マニラニ於ケル日本人ノ生業

現今マニラニ二千四百人ノ邦人カ在ル其等ハ
大工、漁業、會社高元事務員、家多被僱
人、旅人宿料理店、雜貨店等ヲ有ス。昨
年十月百三十五名ノ邦人醜業婦カ退去ヲ

今更セラレ只今ハマニラニ醜業婦ハ居ナイ。
マニラ湾ノ西南ノ一角ニ軍港豫定地ニテ
トイフ地ニ二三名此種ノモカ残ツテ居ルトノコト
テアル。

一番多数ナルハ大エテアル其数約三百八十名ト
ノコトデアル。且今米國ノ兵艦ヲ建築ノ爲メ
ニ邦人大エ四百名僱ル本邦ニ大エノ心得凡
モハ其内ハ割位トノコトデアル。随テ工賃高
ク一月五比乃至六比デアル。

次カ彌夫ニテ約三百名トノコトデアル。總ラトンド
トウ街ニ住居セラレ日本村ト云フテモ百キ
位ニ達ツテ居ル所シラマニラノ市場ニ出ス魚ノ大
部分ハ三等日本人職業者カ供給スルトコロデ

アルトイフコトデアル

以上カ大部ニテ餘ハ高直事務負ヨリシテ種
々ナル業務ニ分割セラルル所デアル。會社高直
事務負ヤ家多破備人等ハ言フマテモイノテアルカ
甚クニシテモ独身者カ大部分ラアルコト其他
個人ニテ事業ヲ爲シテ居ル毒帶者ニアウラモ子
供カ十四五歳ニナル迄ハ眼鼻ヲツケテ強國スル
トイフテ居ルト即チ永住心ヲ有スルモノハ少ナイ
ト云フコトニ注意ア要スル

(四) ダブオニ於ケル日本人ノ状況

ダブオニハ約七千迄ノ邦人カ居ルカ其大部分
ハ農場労働者ニテ約五千トイフコトデアル。

其他ハ會社員、醫者、雜貨商及醜業婦
テアル。記者ハダブオヲ視ルコト能ハサリシヨ
二三兩宿ノダブオ地方ヨリ来レル労働者ノ
証ニツキテ農場労働者ノ状況ニツキテ述ヘテ

裁キ
ダブオニテノ労働ノ分量ノ大部ハ林畑ノ草
取りテアル。林ノ好景況ヲ呈シタル節ハ食
事ハ僱主方持テ一日六、七比テアツタカ
呂今ハ不景況ノ為メ矢張り食事ハ同シク備
主方持ナルモ一日一比トノコトアル。林カ好景況
ニテ一日ニ六比乃至七比ノ收入アリシ時ニハ労働者
等ハ之等ノ收入ヲ全部酒名ニ投シ而カモ是ラスニ
テ借金ヲ爲シタル者多イトノコトアル。ダブオニ

ハ現在邦人娼妓ノ數六十余名居ルトイフコトニテ
而シテ一夜ノ夜ヲ賣リセ代ノミニテ三十比テアルト云フ
コト但シ又時商ノ多少ニヨリテ其代價ニ多少ノ
変化見込第テアル。林ノ好景況ナリシ際ハ平
常ニ於テ最モ賣レ行キノ好カラヌ娼妓ニテモ
一月一千比余ノ賣上額ヲ見タト云フコトアル。
如何ニ好景況トテ労働者ニ收入ノ幾分タリ
トモ残ル理由ハ云フハカリテモナクナイハカリテナ
ク借金トナルハ甚クテアル。斯カル際ニハ突然
麻ノ不況カ来タレル為メニ借金ハ其倍トナル債
金ハ下流トイフ事ニナツタ。然ルニ是等遊蕩
者ノ一部ハ借金ノ下流ト借金ノ催促トノ為メニ
細々借金ニテハ働カナイトイフ自棄ノ隋ヨリ日



日仲間ノ間ヲ食ヒ廻リ宿屋ニハ宿料ヲ重シク
處カラエ面ヲナシテ来ルヤラ僅カノ金錢ニテ毎日
賭博ヲ事トシ男女間係ヲ希クシテ居ル。又
借金ノ下シテモ大キイ會社ニテ働イテ居ル
モ、ハ免モ角其ノ日ニ困ルトイフコトハナイカ小志
會社ニテ小作ヲナセル者ハ會社其レ自身カ
資金不足故ニ一ヶ月分トシテノ前貸カ最大限
十五比トイフコト且ツ甚クシキハ前貸ヨリモ二
三ヶ月ノ給料ヲ支拂ハナイトイフ有様ニテ糧食
ニ困窮シテ居ル者モアルト云フコトアル。此間ニ病
人モ生シ一科ノ不況ノ為ニ會社ニテモ強國癩症ヲ
充分ニ償還シナイトコロカラ病院カラハ退院セシ
メテレ宿屋ニ入りテ日々ノ支拂ニ困窮シテ居ル者
一

モ中々ニアルトイフコトアル
斯カル有様ニテ會社モ一科ノ不況ニハ困ラ居ルカ科
ノミニテナク細ニ椰子ヲ作ラ居ル者ハ多ク打
戟ヲ受ケナイト云フコトハナイ
母生活其モノニ面墮シテ生活ノ境地ヲ開拓セント
スルニアラスレテ勞力少クシテ報酬ヲ多ク得トスル
者ハ如何ニシテモ自費セラナイ餘裕カアル。此
虚アルカ為ニ其生活ハ充テシテ来ナイ。隨テ多
額ノ收メアルト酒色ヤ賭博ニ投スルニ到ルテ
アラウ。記者壹心ニ在ルノ日夕ワオノ邊ニ醜業
婦ヲ輸入シタノテ労働者ノ荒ナル感情ヲ和ラ
ク神經衰弱ノ氣分ヲ掃スルコトカ出来得タ隨
テ植込地ニハ醜業婦カ体要テアルト云フ話ヲ聞

イタコトカアル。又日本ノ醜業婦ノ為ナニ金ヲ
費スコトハ彼等醜業婦ハ餘金ヲ本国ニ送ルカ
ラ賣サノ手ヲ廻テ本国ニ貯金スルヤウナト酒場
カ真面目カ分カラヌカソソコトヲ託シタ人カアツタ
例外モアラウカ一被ニシテト醜業婦ト云フ者ハ現在
独身(妻アリテモ現五ハ独身生活ヲナシ居ル者ヲ
モ統ヘラ)テ居ルモノ、性慾ノ一時的満足ノ具ニ供
セラルルモノニ過キナイ。是アルカ為ニ感情ノ衰
ヲ和シケ神經ノ衰弱氣分ヲ掃テ幾分仕事ノ
能率ヲ高ムトイフヲトニ過キナイ。併シ之等ハ妾
仕タル限り其性質上独白ヲ認ムヘキモノヲハナ
イ。假令ハ独白ヲ認ムルトスレハ彼等ニヨリテ
慰籍ヲホメントスル者ノ數大ノ妾婦ヲ要シ

一ニ

各自一人宛獨白ノ妾婦ヲ帶フルコトニナルテアラ
ウ。本国ニアリテ勞力ニ對スル普通ノ給金
ヲ得テ満足シテ居ル者ハ海外迄笑ヲ賣ランカ
為ニ出テハスマイ。然レハ妾婦ヲ独白スルコトニハ
多大ノ費用ヲ要スヘク果テハ各人勞働ニ對ス
ル報酬ニテハ充分テハアルマイ。斯ムニテ時和
ラケラレタル感情ハ更ニ荒ムコトトナルテアラウ。
中ニハ好都合ニ行キテ主婦トナルモノモアラウ
カ一般ニイフト斯カル結合ハ安定ヲハナカ
ラウト思ハレル。此以テ獨白ハ一時的慰籍ヲ
性慾ノ満足トイフコト次ニ安固ナ方法ハ少シ
モ困難ヲナク極メテ自然的健全ナ主婦生
活ヲナサシムルコトニアルテアラウ。經濟上ニ於テモ

結合上ニ於テモ風紀上ニ於テモ健全ナ生活カ
觀ラレルコトアラウ。而シテ妻婦ヨリ得ル慰藉
ト妻ヨリ得ルモノハ其ノ性質ヲ異ニス。前
者ノ一時的ナル慰藉ナルニ對シテ後者ハ永
久的ヲ安固ナルモノテアルトコヒカラ隨テ生活
全面ニ影響ヲ及ビテ勞働ノ能率モ健全ナ進
昇ヲ求メタスコトニナルアラウ。子弟教育機關
ニツキテノ施設ト云フコトモ考ヘナケレハオラナイカ
斯クシテ漸次ニ生活モ充實シテ来ルコトニナルテ
アラウ。

然ルニ現今ハ独身カ大部分故ニ政策ノ上ヨリシ
ラモ本来ノ植民ハ果タサレズ利益ヲ得ルモノ
ハ一部資本家ノミニ過キナイ。記者ハ移民ニ
一三

者ニ對シテ何處モ他者ト同化スルコトナク日本
人トシテノ困^ニツタ特等ヲ維持シテ居ツテ貫イ
度イトイフコトヲ望マナイカ後カラ来ル日本
人ヲ容レ易ク又後カラ行ク日本人ノ容レ易
イ程度ノ日本の勢力ノ保存ヲ望ムノテアル。
會社ト云フカ如キモノハ表面ハ永續的タカ内面ハ
變化的テアル。ノミナラス却テ他ノ目標トナリ易
ク政策上ハ得策トハ思ハレナイ。却テ中等
社會ト云フヘキ個人の經營者ノ増加カ如ク
日本の勢力ヲ増殖スル潜在的ノ因子ヲ
成スノテアラウト思ハレル
是レハ出稼キテナクニ永冬的人植民ヲナサシムルコト
且ツ其ノ植民ノ永久性即チ生活ノ安定ノ主



要ナル條件トシテ夫婦者ヲ出スコトノ急ナルヲ知ラ
ル

（Faint, mostly illegible handwritten text in vertical columns, likely bleed-through from the reverse side of the page.)

世茂送先
臺灣軍參謀長
臺灣駐在軍參謀長
參謀次長
海軍司令部次長
外務次官
内務次官
法制局長官
殖産局長官

REEL No. 1-1044

0237

授受11274號

大正八年九月廿三日發

銚子通商 第1課

秋

時事通報 第七報 (大正八年九月十日)

マニラ 雜事 下

第21項 第21門 第11第

臺灣總督官房文書課

大正八年十月一日 記錄第二部接受

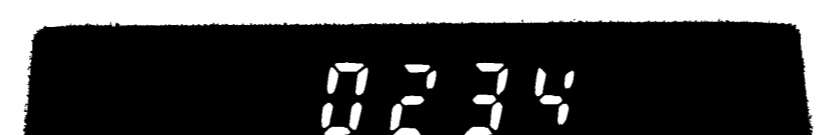
◎ マニラ總督府ノ外人ニ對スル制限

× 醫術用業試験制度、此制度ハ外人ニ對スル制限ト觀ルハ少シ穩當ナイカモ知レナイカ爲ハ斯ク觀テ置イテモ差支ナカラウトモ思ハレル。

一千九百十七年以前ニハ此律賓群島ノ學生ニテ醫術ヲ學ブ者ニ日本ニ留學スル者カ多クアツタ、現ニマニラ官廳ニシテ醫院留學者内學校ヲ出身ノ者ニシテ居ル。記者ハ研究所 (Museum of Science) ヲ參觀シタル際ニ同校出身ノ者ヲ同所ノ官車トナツテ居ルヲ

ニ傳ツタ、然レ一千九百十七年三月二十日ノ官報ニマテ此律賓群島ニテ醫術ヲ用業スル者ニ對スル規定カ出タ(指シイリマニラノ日本總領事館ニハ其ノ控モ官報モ見出スルカ出来得ナカッタ)

該法令ニ依ルト日本ノ帝國大學醫科大學卒業ト大阪市立醫科大學ノ卒業生ノ之該開業試験受給ノ資格ヲ認メラレテ居ルト云フコトヲ他ノ日本ニ於ケル医學校ハ其受給資格ヲ認メラレテ居ナイト云フコトヲアル。其試驗ハ大部ニラケシトイフコトアル。内務省カラ流行病調査ノ爲メ今春カラマニラニ派セラレタル齋藤磯次ル醫學士



ニウクト英競カ六ウケシク國臣自ラモ危イト
テザレテ居ッタ、日本人ノ開業醫士ハマニラニ
寫今三九居ルカ皆同法合以前ニ開業ノ認可
ヲ得タル者デアルサウデアラン。

地方ニハ比律賓人ノ義ヲシテ醫國院ヲナシテ
辰ル邦人支那カカウクナイトニフ、ダブオノ太田
興業株式会社ノ醫院長天川保氏一人
ノミカ邦人ニラ創規ノ開業醫國デアルトノコト
デアラン。

醫國科大學ヲ參觀シタル際ニ比律賓醫科大
學ヲ卒業シタル者ニモ開業試驗制ヲ課スル
トイフ噂カアルカ、率ニ空カト教授ニ同ヒレニ要領
ヲ得ナカツタ。比律賓醫科大學ノ卒業生

X

ニモ試驗制ヲ課スルトハ外人ニ對スル創設
トハナラナイカ、考分ハ斯ク思ハルル歎テ凡

○汽岸稅路船ニ就キテ
比律賓群島ニ於テノ森林ノ掛下ケハ
山テ掛下ケルノゲナク、材伐シタル材本ヲ
掛下ケルコトヲ規定シテ居ル、其價格ハ
一メートル立方ニツキニ比等トイフコトデアラン
此價格ハ材本ノ種類ニヨリテ差異ナキモ
ノトウキ及ンタ。

斯クノ如クニ掛下價格ハ安儲ナ材本ヲ逢
搬スルニ要スル汽岸稅路船ヲ外國人カ所有
スルコトヲ禁止スルトコトハ法令カ昨年ノ春
出サレタトノコトニラマニラ及ヒ地方ノ邦人本

材商カ多大志打撃ヲ受ケタト云フコトアル
一之ニ付キ法令ノ本物ヲ見タサニ日本總領事館ニ
行キテ書記生ト共ニ尋ネテ力得ラレナカッタ
○公有地ニ関スル法案

別紙マニラ官報ノ切見キテアルカ公有地拂下
ニ関スル法案カ發表セシタ、未タ米國大統領
欽ハ裁可ヲ得ナイカ故ニ、重撫スルニ至ラナイカ
マニラノ上院下院ハ通過シテアルカ、聖觀
スルコトモ出来ナイト思ハレル

比律賓獨立法案ノ請願ニ今春四月季
負カケイソンヲ專長トシテ米國ニ赴キニウ
ルンソン云ハ此ケタノテ、陸軍大臣バーカー云ニ會

ヒレニ云ハ第一ニ比律賓群島ニ於ケル日本人ノ
勢力如何ヲ向ヒレニケイソン云等ハ獨三ヲ欲ス
ルニ力カシテ日本ノ勢力ノ微々タルコトヲ云
ヘレニ是ニ對シテ日本人ノ勢力カ微弱ナラハ此處
ノ公有地拂下ケニ関スル法案ナトノ必要無ク
ト向ハレ大勢分ニ專長力困ッタトイフコトアラウヲ。
土地法案ハ一應ハ日本人ノ活動ヲ制スル
モノテアリ且ツ米國ニ比律賓ノ獨立ヲ認メサル
条件ノ一ツトシテ土地法案ヲ持テ出スハ既ニ比律
賓人ノ一部カ日本人ノ勢力ヲ怖レテ居ルト云
フコトヲ洞見シテ居ルト云フコトハ明カナルコトヲ
アル。

然ルニ事ニ關ハニ云ニテ會社如キ目標ニ

ニナリ易キモノ、ニ多ク、永任的ナル等、社會
ノ極メテ稀ナルヲアル、將來同業ニ一ノ
勢カヲ（現モナレツツアルカ）將來政治上ニ
成サントシラ居ル者、其ノ力ヲ駆逐スルニ其
人ノ最モ得意ナル小業、其ノ範圍ヲ侵サナ
レハナラナイ、海外ニ於テ會社ト會社トノ競
争ハ止ムヲ得ナイコトアルカ、其ノ結果ニ至ラニ
其後ヘキコトヲ其タスコトアル。一例ヲ為地ニ
東ニツキテ見ルニ三井物産ニテハ各都ノ實
業ヲ旨トシテ、其ノ上ニ其ノ力ヲ盡シ、其
者ハ露カシ自ラ其ノ取引区域ノ分ヲ忘却
シテ、小業、商ノ範圍ヲ侵スニ到ル、之ニ對シ
三井カ、商業ノ擴張カヲ三井ヲ敗業

四

スルモノヲモ業ルニ到リ、等シク、業上、店ヲ増加
セシトシテ、三井ト比キテ、競フテ小業、商ノ区
域ヲ侵ストイフ有様ナリ。此クテ日本の勢
力ノ發展ニ安固トシ、其ノ基礎ヲ成ルトコロノ
個人經營ノ活動範圍ハ蹂躪セラレテ後、
此例ニ依リテ、マニラニテ、三井物産カ
小業、商ノ範圍ヲ犯スナキヤ、諸方ニ尋ネテカ
島今ハナイトシラコトアル。併シ小業、商ハ、
強ト支那人ノ一手ナルカ、故ニ、其ノ範圍ヲ
サナイカ、而シテ、將來、其ノ力ヲ増加シ
テ、其ノ力ヲ開ケルニ、為ラセ、其ノ疑心
アル。各其ノ守ル方法ヲ、其ノ永任的ノ
小業、商ト、永任的ノ、拓殖者ト、實質ニ於テ

輸入シテ社債ハ中堅タル中層社債階級ヲ形
ツクルノ要カ急テアルマイカ、同業ニ於ケル日本
人ノ勢力ハ巨岸ニ目標ニ過キス隨テ怖レシ
徒テ割財ヲ加ヘラルルニ過キスシテ内定更ニ
勢力カノナキモノトナリハセマイカ。

現今ノ會社ニテハ利益集中ノ方法ノミヲ採
リ労働者小作人ハ永久ノ労働者小作人テ
独ニシテシテ強クモナトハ覺束ナシ。ソレニ
テタニミシガナオノコタバトニ土地ヲ買入レタ
ル青年ト云フハ大阪、綿布製造輸出業
古莊株式會社社長古莊公ノ資本供給ニヨ
ル此島正平ト云フ人ナルカ、氏ハ中々面白イ
計畫ヲアル。タワオノ大イ會社ニテハ甚

五

小作人ノ一種ノ値ヲ自ビノ會社以外ニ賣ルト
高クナンモ拘ハラス他へ賣ルコトヲ禁シ安ク會
社カ買ヒタルト云フ状況ヲアル、氏ハ之ヲ既
シ成ルヘク高ク賣レル方面ニ周旋シテ高價ニ
賣リテ其ノ差額ノ幾割カヲ徴集スルト云フ
コトヲアル、厚ニ云ハ小作人ヲ獨ニサスルコトヲ本意
トシテ年賦ニテ開拓地ヲ小作人ニ貸フルコト而
テ自分ノ旨トスルハ漸次ニ土地ヲ拓クトイフニアル
トイフコトアル。

サレトモ土地法案カ農合ニ成ルト大ニ
打撃ヲアル、米政府ハ土地法案ヲ認ムル
テアラウカ、日本人ノ勢力ヲ恐レテ比律
賓ニ独ニテ認メナイテ米政府自ラ日本

人ノ勢カヲ監視スルテアラウカ、又ハ独ニヲ認
メテ更ニ制肘ヲ加フル法トイフ。其ノ法アラウ
カ、独立ヲ認メナイテ更ニ之利益ナル法トイ
フ。出スラアラウカ、何レニシテモ土地法案ノ若
シハ近キ將來ニハアルマイカ

要スルニ永任移及ノ方法ヲ講スルコトカ
急ノヤウニ思ハレ

○甲、只今南支ハ内地雜居ハ許サレテ居ナ
イ將來ニ許サレタトスルモ

乙、土地カナイ

丙、一國半國ノ勢カカ行キ後ヲ居

丁、生活程度ノ差異即支那人ノ下級ノ者
ハ一日食費ニ仙カラ五仙ヲ居、此

差ヲ控ヘテ邦人ハ農事ニツキテ支那人
ト競争ハハツカシ

◎比律賓ハ

甲、邦人ハ只今幾種モ入ルカトカ出来得ル

乙、土地ハ深山ニ半耕ノ所カアル

丙、南支ハ夏ハ暑ク冬ハ寒イカ比島

ハ涼シクトモ七十度代ニ降ルコトハ少ク
労働者ノ直証ニヨルニ日々午前土時半

頃より午後三時迄休息シテアリク
シテ働クナイト云フ者ハ強トナイト云フ

コトハ、暑クテモ九十三度位ニテ九十五度
ヲ越ユルコトノ稀ナルト

丁、一病ハマリアナルコト 但シ臺灣ノ東海

山岸地方ニ於ケルカキキ性ナルモノヲ見ルニ但
シ是レハ研究ヲ要スル。南支ノ方面ハ之ヲ
細ク長クシテ何トカ適者ノ方法ニヨリ重南
ニ官ニ種ノ保護ニヨリテ、比島内部ニ邦人
ヲ入ルルコトニハ行クマイカ

◎ マニラ總督府ノ産業奨励ノ施設

右記官報ノ切取ノ通リニ産業奨励ノ旨ヲ
以テ官堂トモイハルル會ヲ興ラシメ

- National Cement Co.
- National Development Co.
- National Petroleum Co.
- National Coal Co.

National Iron - Co.
前方四者ハ官報ニアルカ後者鐵會社ノ
分ハ官報カ手ニ入ラナカク、存立期間
五十個年、資本金五十条比、地ハ
以上會社ト異ナルトコトカナ

◎ 比律賓土地法案改正

一九一九年五月三十一日官報掲載

比律賓衆議院元老院人同意ヲ得テ
官有地關係及土地ノ目的ニ對スル法律
修正編纂案ト稱セラルル一九

四號院集中左通修正削除スルコトヲ
決議セリ

第十三、十九、二十三、二十四、二十七、三十四、四十一、
四十三、五十七、八十一、八十二、百二十、百二十一條
一條文ヲ左ノ如ク修正ス

第十二條

年齡十八歳以上ニ達シ又ハ一家ノ戸主タル比律
賓者若氏或ハ合衆國市民ニシテ密内ニ在
ラ二十四ヘクタル以上ノ土地ヲ所有セ又ハ合
衆國比律賓領有以來二十回ヘクタル以上
上ノ土地ノ無償配付ヲ受ケザルモノハ合
有農墾地ノ面積二十回ヘクタル以上ニ至
ル農園ヲ所有スルコトヲ得

第十九條

何レタルノ向ハス一農園次上ヲ所有スルコトヲ許サ
シズル併本令ニ規定セル向一農園主カ
其出願セル地面ヲ既ニ耕作シツツアリ而テ
其面積カ二十四ヘクタル以上小サキコトヲ確
ニ證得ルニ於テハ其附近ノ土地ニ於テ其
一農園ノ下附ヲ出願スルコトヲ得但シ何等
其地面ノ總面積二十回ヘクタル以上ニ至
ルヲ得サルモノトス農園主該ニ交付サレ
地面又ハ農園ニ突シテハ農園所有者
本令ニ規定セル條件ニ從フモノトテ解
ス

第二十三條

比律賓又ハ合衆國ノ法定年齢ニ達セル市
民、預金本金又ハ預金本金利息ノ甚シモ千
一パーセントカ比律賓市民感ハ合衆國
市民ノ所有ニ屬シ且比律賓、合衆國
或ハ其州ノ法律下ニ割之設カレ比律
賓ニ於テ率業ヲ經營スルヲ認可サレシムル
會社、國籍又ハ特許状ニ依リ比律賓ニ
於テ組織サレシムル團體ハ本令ノ規定ニ準
シ個人ノ場合ニ於テハ百ハクタールノ會社組織
ノ場合ニ於テハ一千二百四十ハクタールノ面積ヲ
超エサル範圍内ニ於テ本令ニ據リ業實
業公ニ得ヘキ農業地ニ買テル、コトヲ得
總組合ハ其組合員各々ノ土地買收ノ

權利ハ百ハクタールヲ超エサルコトニ買收總
面積ハ孰レノ場合ヲ向ハス本令ニ規定セル
一千二百四十ハクタールヲ超過スルヲ得サルモノト
ス。比律賓ノ市民ニ對シテ其國ノ
市民ニ異ナルト同様ニ官地ノ所有權ヲ與
フル法律ヲ有スル國ノ市民ハ斯ノ法律
カ効力ヲ有スル期間立法院承認ノ
下ニ規定ニ準據シ百ハクタールヲ超過
セサル農業地ヲ買テ入ルコトヲ得
第二十四條
前條ニ記載セル以外ノ個人團體會社組
合ハ農業地ニ買テ入ル官地又ハ現在官地
ヲアリ又元來官地アリシモ目下生息居

目的ニ使用セラレザル他ノ種類ノ土地、此等地上ニ設ケラレタル永久的建築物又ハ斯種土地建築物上ニ於ケル物權ヲ收得シ所有スルコトヲ得ル本令ニ於テ終ニ曰ニ於テ前記ノ種類ノ土地又ハ權利ヲ所有スル個人團體会社又ハ組合ヲシテ其ノ財產權利取得ノ者時施行サレワツアリシ法律規則ノ下ニ獲得シタルモス 條等カ前案ニ就裁せん 贊格ヲ有スルニ於テハ同成產權利ヲ引續キ所有スルコトヲ許サレシ併ニカテ條等ハ本令ノ第二十三條ニ包括セラレザル個人、債社、組合、團體ニ是等所有權ヲ担當ニ供シ又讓渡スルコトヲ得ス但シ管轄

裁判所ニ於テ適法ニ認ラレザル世襲的相續ノモノハ此限リニアラス

第二十七條
土地競買ノ規則封ノ上該土地ハ最高ノ値ヲ附ケタルニ賣後サレシ一般ノ入札者モモ高キ入札者カ二人以上アリテ其評價カ相等シク且此ノ入札ノ一カ出願者ノ札ニトキハ該出願者ノ分後札スヘシ然レトモ出願者ノ入札カ斯等ノ高キ入札中ニアラザルトキハ土地局長ハ直ニ該土地ヲ公賣ニ附シ最高ノ評價ヲ為セル人ニ其土地ヲ賣没スヘキモノトス如何ナル場合ニ於テモ出願者ハ最高ノ入札者ノ評價ニ等シク其

競買價格ニ昇騰セシムル特權ヲ有スル者
此場合ニ於テハ土地ハ總ニ交付サレシムル本左
第ニ十六條ニ規定セラルル通リ札者カ其
評價額ノ二割五分ヲ借托セサルニ於テハ
競買ニ於テ受理セシムル如クハ札者
承認サレサルハ公賣ニ附セズ又ハ其購買
方ヲ申請サレシムル地所カ二十四ヘクター以上ノ
面積ヲ有スルトキハ土地局長ハ關係地方ノ備
計官吏ニ對シテ札ヲ受理シ競買ヲ爲
シ本令ノ條規ニ準據シテ受理スル權
限ヲ附與ス併ナカラ該地方備計官吏
ハ農務及資源部ノ代理者タル資格
ニ於テ土地局長ニ意見ヲ具申シ關係

事件ニ對スル最終ノ決定ヲ仰クヘシ

第三十條

比律賓又ハ合衆國ノ法定年齢ニ達セシ
市民資本金或ハ其利子ノ數クモ六十一
パーセントガ比律賓又ハ合衆國ノ市民
ノ所有ニ屬シ尚比律賓、合衆國及
其一州ノ法律ノ下ニ設立サレ比律賓ニ
於テ農業業ヲ認可シ受テタル合衆社組
合ハ本令條項ニ依リ債權ヲ得ヘキ總
額一千二十四ヘクターヲ超過セサル農業ニ
適スル官地ヲ借入ルコトヲ得
但シ其本國人ト同様ニ官地租借權ヲ
比律賓市民ニ與フル法律ヲ有スル國ノ

市民ハ斯種ノ法律ハ効力ヲ有スル期間ニ
法院ノ公認ノ下ニ本令ニ由リ債償シ得
ヘキ農耕地ノ一千二十四ヘクタール以内ノ土
地ヲ租借スルコトヲ得、既ニ人カ居住シ所有
セル優先権アル土地ハ之ヲ無視シテ租借ス
ルヲ得ス但シ所有主居住者ノ承諾ヲ得
又ハ其権利カ適法ニ消滅セルトキハ此限ニ
非ラス、如何ナル個人會社組合モ其業務
經營上相務ノ理由ニ依リ必要トセサルモノニア
ラサレハ其土地ヲ債償スコトヲ許サス
本令ノ前文ニ規定セル要件ノ凡ラヲ具備
セサル會社組合ト雖モ立法院公認ノ下ニ
債償シ得ヘキ農耕地的債地ノ總面積

十二

一千二十四ヘクタールノ土地ヲ債償スルコトヲ得
第四十一條
一千九百七年七月三日以後又ハ夫レ以前迄
自身又ハ先代者ヲ通シテ所有ノ農園
ヲ引續キ所有シ耕作シ来ルニ比シテ其ノ
土人ハ本令ノ規定スル處ニ據リ斯種ノ土
地又二十四ヘクタールノ面積ニ對シテ許狀ノ
申請ヲ受ケル權利ヲ有ス
第四十三條
土地若シテ申請書ヲ受理シ調査ヲ遂ケ
タル後土地局長カ該申請書回件ニ
陸迹ノ真ニ否ナルコトヲ確メ又申請者カ本
令ノ條項ニ抵触セサルコトヲ

其所有之耕作地土地之對して申請者又ハ其
法定相続者ニ特許状ヲ其後給スル也
其面積ハ二十四ヘクタールヲ越エサルモトス
關係ノ土地所有地ノ市又ハ市役ニ於テ先示
ヲ爲シ又ハ不遵ナル主張者カ其權利ノ主
張ヲ爲シ多クハ土地買下ケ申請書ハ承
認サレサルモトス

第五十七條

此ノ項ノ下ニ包括サル土地ハ場在ニテ農業
ノ目的ニ對シテ官地ヲ購買シ又ハ借入ル
特權ヲ与ヘラレタル個人、會社、組合ニ債
下ケ又ハ賣下ラルヘシ斯クシテ債下又ハ賣下
ラレタル土地ノ面積ハ農業部資源部長

十三

カ其債下賣下ヲ出給シタル目的ニ對シテ正ニ
又或ナリト認定スル大サニ限ラルモノナルカ左ノ何
ナル場合ニ於テモ十ヘクタールヲ超過スルヲ得ズ
但此制限ハ公共利益ニ資スヘキモノアリト思
料サルル目的ニ對シテ州、市、又ハ政府或
都府ニ付サレテ附サレテ讓渡サレタル土
地ニハ適用サレサルモトス 併シカテ斯種ノ
土地ハ立法院ノ承認ヲ得サル限リハ是ノ
物ニ他ニ讓渡シ得ズ其權利ヲ換
案スル權ノ方法ヲ處分サルモトス
本令ノ規定ニ依リ農業目的ニ對シテ官
有地ヲ購買スル資格ナキ個人、會社、
組合、團體ハ生産的又ハ居住目的ニ

商券ニシテ本権利ノ下ニ包括サル、土地ヲ買
入レ又ハ借入ルルコトヲ得但シ斯ノ借地
権ハ該土地カ崩壊ノ目的ニ對シテ使
用サレワ、其期間ニ限リ効力ヲ存スルモノ
トス

第八十一條

農業者及資源部長ノ勸奨ニ因リ總務
ハ布告ヲ爲シテ官有地ノ或地区ヲハ比
律賓總督府或ハ其部局ノ目的又ハ
公衆ノ利益上必要ト認ムトキハ之ヲ取
置地又ハ公拂地トシテ指定スルコトアルニ
其主要ナルモノヲ舉クハ公道、鉄道、
設路、水力發電所敷地、灌漑、水利

ニ要スル地所その他公益上必要ナル改良施
設物ニ要スル地面ナリトス

第八十二條

農業者及資源部長官ノ勸奨ニ因リ總
務ハ必要者教ヲ布セザル土人專用ノ目的
ニ對シテ官有地ノ或地区ヲ保留スル權
有クテ之ヲ指定スルコトアルニ此保留地
ニハ彼等カ從來使用シ所ナル地面ヲ出
來得ん限リ、包容セシメ、該地ハ其保留特
許狀ノ形式ニ由リ、(年齢十八歳以上又ハ一家ノ
ル以上ノ土地ヲ所有) 更ニ十ハクタルヲ超過
セザリシ各人ノ對シテ、(更ニ十ハクタルヲ超過
セザル地域ノ使用) 此ヨリ生ズル利得ヲ得フ

へ内務局長が取置地ニ於テ斯種ノ非至
持教住民ハ大多數ノ文化力ナクモ其地邊
ニ多クコトヲ報告スルニ總務ハ斯種ノ取置
地域内ニ於ケル官有地ハ本令ノ條項ニ據リ
斯種住民ニ對シテ下附サレハキコトヲ指令ス
ルコトアルヘシ而シテ斯種ノ土地ヲ賣買トシテ
均合ニ考リテハ此等ノ土地ノ区分分布ヲ願
フコトスルモノナリ但シ如何ナル地ニ非至持教ノ
土人ト屬農業者及資源部長官力本令
規定ヲ利用スル資格アリト認メラルル均合
ニ本令ノ適用ニ對シテ申請スルコトヲ得ル
比律賓釋密力西班牙ノ君主權下
ニアリシ間西班牙政府ノ許可ヲ得ス

十五

又釋密力西班牙ノ君主國ニ割譲サ
レタル後合衆國政府ノ承認ヲ得スル
非至持教種族ノ君主首長頭目ニ依
リテ其ノ土地ノ財產物權或ハ其土地ヲ
生スル地役ニ關スル凡ソノ款項ヲ許状又
ハ此等ノ權利ノ讓渡移轉ニ關スル書
券迄此等ノ證書ニ至キテ發行サレ
作成サレタル證書書類ハ凡ソ其法ニテ
效力ナキモノナルコトヲ茲ニ宣明ス

第百二十條
本令ノ條項ニ據リ元來ニ獲得シタル土地
又ハ此地面ニ於ケル永久物ノ產物ハ讓
渡其交付サレ又ハ償入サレサルモノトス但

本會之據り官有地所ヲ獲得し得ん個人
會社組合團體 特許狀等ニ此律賓
立法院承認之條 此律賓密内ニ利息
ナル會社土地、其旨設ケラレタル永久の
建物及此より生ズル利益ノ獲得所有債
借讓後處分等ニ對シテ其種ノ法律
ニ特定シタル方法範圍内ニ於テ其法律
ノ効力ヲ有スル期間自國ノ市民ニ對スル
ト同様ナル權利ヲ此律賓ノ市民ニ附與
スル邦國ノ市民ハ除外例トス
第百二十一條
昔ノ官有地法左其他ノ法左、余左、教會
其他此律賓ニ於テ維持施行セリ、

十六

アリタル土地法ノ規定條ヲ獲得セリ
土地元官有地タル地所ニ對シテ其
ノ形式ニ據リ獲得シタル他ノ種ノ土地
及此等地上ニ設ケラレタル永久の建物ハ
讓後其左附テ又ハ貸入セシモトス
但以下記ノ場合ハ除外例トス即チ本人
ニ據リ官有地所ヲ獲得し得ん個人
會社組合團體、特許狀等ニ此律賓
立法院承認之條 此律賓密内ニ
利息ナル會社土地、其旨設ケラレタル
永久の建物此より生ズル利益ノ獲得
所有、債借讓後處分等ニ對シテ其
種法律ニ特定シタル方法範圍内ニ於

其法律ノ効力ヲ有スル期間自國ノ市民
ニ對スルニ同様ナル權利ヲ比律賓ノ市民
ニ附与スル一邦國ノ市民ハ此種ノ非ラス
但シ其禁解ハ此種裁判所ニ付テハ
ニ承認セザルニ世襲相続ニ依リテ
取得又ハ生者存続ノ目的ニ對シテ
得ル法律用サレザル土地及建築物ニ
用サレザル土地ニ對シテ本條ニ記載
サレタル土地ニ對シテ建築物ノ所有權
力ニ對シテ是等ノモノヲ取得スル
爲メ私入會社組織等ニ裁判判決ニ依
テ交付サレタル場合ハ其種ノ私人會
社組織ハ其土地建築物ヲ五箇年ノ

十七

期間内ニ正當ノ買手者ニ譲渡スルモノ
トスルニ終止スル場合ハ其種ノ財產ハ
國ニ對シテ所有スルモノトス
第百二十二條ト第百二十三條トノ間ニ
百二十二條(A)ト一併ニ揮ハス
第百二十三條(A)
比律賓ニ付テハ土地、房屋、或ハ
的建築物、之ヲ生ズル利益ニ對シテ
有シ得入レ得ル又ハ讓渡スル個人
會社組織ノ權利ヲ制限スル本條、
第二十三條、二十四條、三十三條、
百二十三條、百三十三條、百三十四條、
百三十五條、百三十六條、百三十七條、
項ハ左場合ニ適用サレズ即チ比律賓

ニ於テハ土地ニ上ニ建テタル建物は其ノ
生ズル利益ヲ獲得シ得ル所存ニ受ケル權利
力現行條約ニ依リ其條外ニ市民又ハ
臣民及級等ニ依リ組織割立サレタ
會社組合ノ利益ヲ存テ承認サレタ
トキハ前記條項ノ制限ヲ受ケスレテ該
權利ハ新種條約ノ下ニ存スル間ハ同條
約ノ有効期間ニ限り規定セル方法及範
圍内ニ於テ繼續スルモノトス
第百二十七條及第百二十九條ハ左ノ如ク
改正ス
第百二十七條
何條カノ理由ニ依リ本令ノ或條項

カ監督裁判所ニ於テ承認サレ又ハ非三
憲的或ハ法律上効力サント認定サレ
差クハ何等カノ理由ニ依リ本令ノ或條
項ニ對シテ合衆國大統領カ其認可ヲ
得タメハ合衆國議會カ之ヲ是効力ナ
リト宣言スルコトアルモ本令ノ他ノ條項ニハ何
等ノ影響ヲ與ヘズ惟テ削除サレテ認
定トサレタル條項カ在ルモ本令ニ對
シテ合衆國大統領カ其認可ヲ得タル場
合ニ於テハ其効力ニ規定ヲ設クルマテ本
令ノ裁可サレタル以前ニ行ハレタル法
律ノ條項カ効力ニ存スルモノトス
若シ合衆國大統領カ本令ノ條項ニ對

シテ何等カノ異議ヲ有スルトキハ假令一旦
裁可ヲ与ヘタルモ拘ハライニ是極サレサルモ
トス此ノ場合ニハ本会ノ裁可サレタル以前
行ハレ居ル法律ノ條項カ依テ効力ヲ
存スルモノトシ比律賓立法院ハ大統領
欲ノ異議ニ鑑ミ次期ノ議會ニ於テ
適者ト思料スル方法ヲ取リ是ヲ大統領
ニ提出シテ其ノ裁決ヲ俾クヘキモノトス

第百二十九條

比律賓總督カ布告ヲ發シ本会ノ有
効ヲ宣明スルトキニ特ニ日時ヲ指定スルニ
アラサレハ本会ハ一千九百十九年七月一日
ヨリ施行サルモノトス但シ比律賓立法
院

院ノ本会ニ協賛ヲ進マル日時カ是ヨリ
後ルルトキハ其ニ指定シタル日ヨリ一應施行サル
ルモノトス

一九一九年三月八日

○ナショナルセメントコンパニー

比島セメント會社創立及之ニ對スル基金
流用ニ關スル法令

比島上院及下院ニ於テ議決セラル
(一九一九年六月四日官報)

第一條 本會社ヲ「ナショナルセメントコンパニー會
社」ト稱シ本会ヲ「マニラ市」ニ置ク

會社存続期限ハ本合裁前ノ日ヨリ五
十箇年トス

第二條 本會社ハ法人法ノ條項ニ抵触セザル
限り其適用ヲ受ク而シテ法人法ニ指定
サレタル一般効力ヲ保有シ且ツハポート
ランドセメントノ製造及販賣ヲナスニ休
要ナル他ノ權利ヲ保有ス

第三條 本會社ノ資本金ハ五十萬ヘソ
トシ株數五千株一株各々百ヘソトス
而シテ額面以下ノ價格ニ於テ發行スル
コトヲ得ス且ツ其賣場ハ現金ニ限ルモ
ノトス

第四條 總督ハ比律賓島ヲ代表シ最
ニ

無限金株數ノ五割一分以上ヲ引受ケ残
留トシ理事會議ニ諮ケル時ニ決定ノ如
ク何ニ拘ハラズ額面以下ノ價格ニ引下ク
ルコトナクシテ各州種及各省種並ニ
公眾ノ應募ニ付ス

第一回拂込金額ハ應募金株金ニ
對シテ殘高ハ理事會ノ指定ノ期日
ニ拂込ムヘキモノトス

比律賓政府獲得ノ株數決定權及
其全株數ノ投票權ハ專ラ總務元
老院議長、下院議長ヨリ成ル委員
會ニ委任セラルルモノトス

第五條 本會社ノ理事會ハ最長限

五人ヲ次テ之ヲ組織ス

第五條 比律賓政府ノ得先ナシヨナル

セメントコンパニイ株ニ對スル掛込金トシテ

先取志金額ハ次ノ條件ヲ具備スルニ非

ズ六比金一律支出スルヲ得ス

比律賓比密會計検査員ハ掛込カ本會ニ

依リテ認可セラル、其ハ帳簿ニ其金額

ヲ記載スルコトヲ得ル者立法部ニ依リ

テ定メラル、ニ非ラサバ一九一九年同ニ於ケル

投資額ハ五條ハペンレヲ起コリカラス

即ち年次後ノ各年同ニ於テモ同様ノ

金額ヲ次テ投資ノ最高限度トス

◎ オシヨナル デヴエロップメント コンパニイ

○ 比密殖産會社ノ制定ニ関スル法令

一九一九年五月二十八日官報

比密上院及下院ニ於テ議決セラル

第一條 本會社ヲ比密殖産會社ト稱シ

本会社ヲマニラ市ニ置ク

會社存續期限ハ此法令ニ載ケルノ目

ヨリ五十年トス

第二條 本會社ハ法人法ノ條項ニ抵触

セサル限、其適用ヲ受ク而シテ法人

法ニ指定セラル一般解放力ヲ備存

且少地方その他に於て一般生産を維持増進し此律實業並業を爲すに準固し市場を安んずるに爲す必要なり其他の権利ヲ保有す

本條及次條に於て述ぶルカ如ク會社ノ目的ハ如何ナル方法に於て之を制限せらる事ナク本會社カ商業上工業上其他國家ノ經濟的發展若クハ公益ノ利益ノ爲メニ充實ニシテ貢獻スル所アル企業ニ從テスルコトヲ得ルハ爲スルカニ宣言シ且少規定せん所也
即ち如シ

一 此律實業並業外に於て之を動産又ハ不

二二二

動産ノ獲得、保有、抵當書入及譲渡ヲナスコト

一 會社カ獲得シ又ハ譲渡シ得ル物件ニ對シテ之ヲ拂ハ爲スル社債券其他ノ負債ヲ發行スルコト

一 會社カ所有各種ノ株券、社債券其他ノ債券又ハ發行シ得ル社債券其他ノ債券ヲ保託スル爲メ會社所有ノ

抵當債券ヲナスコト

一 任意ノ種類ノ契約ヲ締結スルコト

一 株券若クハ各種ノ社債券、擔保物又ハ國內並他國に於て之を會社組合ニ依リ設定せらるる負債ノ譲渡物件

ヲ任意ニ受取ルコト

但シ本會社株券所有者ハ投票權

ヲ包含スル其ノ所有權ヲ行使スルコト

一 會社モノ事業ヲ行フ爲メ又ハ此法友

ニ於テ認可シテハ所ニ依リ其任意

ノ目的ヲ遂行スル爲メ法人及自然人カ

現行法條々ハ後日書有セザルモ法律

ノ下ニ爲シ得ルニテノ多ク爲テ權利ヲ

保有ス

第三條 本會社ノ資本金ハ五千條

ポイント株數五十條株一株百ペソ

トス而シテ額面以下ノ價格ヲ得ルコト

ルコトヲ得ス且其賣出ハ現金ニ限ル

モトス

第四條 總務、比律賓島ヲ代表シ最低

限生株數ノ五割一分ヲ以テ株券ハ

理事會議ニ於テ時ニ決定シ如何

ニ拘ハラス額面以下ノ價格ニ引下ク

ルコトナクシテ各州種、各市一種並公

衆ノ應募ニ依リ得ル

個人若ハ團體、各會組合ノ購買

スル本會社株券ハ何レノ場合ニ於テモ

百株ヲ超工可カラス

第一回拂込金額ハ應募券生株金ノ

一割トシ後日、理事會指定ノ期日

ニ拂込マルモトス

比律賓政府得ん本會社全株式
ノ投票權ハ集ル總督及上下両院
議長ヲ成ル事ハ會社委任セラルル
トス

第五條 比律賓政府得ん比島殖
産會社株式ニ對シテ拂込金トシテ
際ナル金額ハ次ノ條件ヲ具備スルニ
非ラザルハ比島金庫ヨリ支出スルヲ得ス
比律賓會社計檢査官ハ支拂
力本會社ヨリ認可セラルル迄ハ帳簿
ニ記載スルカラス
尚比律賓立法部ニ協定ナラレルニ非
テハ一九一九年開ニ施ケル投資額ハ

二五

一千萬ルノヲ起シ可カラス

翌年以後ノ各年間ニ於テモ同様ノ金
額ヲ以テ投資額ノ最高限額トス

第六條 本會社ノ理事會ハ最大
限國人ヲ以テ組織ス

第七條 本會社ノ積立金ハ五年以テ禁錮ヲ
以テノ利益金若シテ五年以テノ禁錮ヲ
課シ又ハ所有者ノ併セ課ス

(1) 自己若シテ他人ノ會社ノ利益ニ
金錢モ他價値ノ物品ヲ得ル目的ニ

因リテノ條項トシテ殊更ニ虚偽ノ
言説ヲナス者

(2) 利益ヲ得ん爲メ故意ニ担保物件ヲ

(一) 過重之依價ニ付ル者
 任意に借入、利札ヲ偽造、模倣、証
 書ヲ製作者、若クハ故意ニ本會社
 發行ノ証券又ハ利札ニ類似セル者
 ハ、殊ニ本會社發行ニカケルモノ、
 偽造、贋造ノ証券、利札、証券
 流通、發行、流通シタルモノ、
 テ若クハ偽造、任意ノ斯ノ種ノ証
 券、利札、証券ヲ濫造シ、或ハ濫
 造又ハ贋造シタル任意ノ証券、
 利札、証券、殊ニ本會社發行
 行ノ真正ノモノトシテ流通、若クハ
 流通セルモノ者、

二十五

(二) 本會社ノ公金ヲ濫用シ、或ハ密
 取シタル、故意ニ濫用シ、又ハ本會社
 ヲ騙取スルノ目的ヲ以テ本會社ノ
 帳簿、報告書、類ニ虚偽ノ記入
 フタル者

(三) 本會社事務員又ハ役工ニシテ本會
 社ノ業務ニ関シ公金ノ濫用、或ハ本會
 社ノ事務員又ハ事務員ノ關係ヲ
 有スル他會社若クハ其ノ社員ノ秘密
 フ漏洩シタル者

第八條 此法律及立法部ハ、
 本會、全部若ハ一部ノ募集、改正、
 廢止ノ權ヲ留傳ス

第九條 本會ハ裁可ノ日ヨリ之ヲ施
行ス
一九一九年三月十九日裁可

ナシヨシバペロリニムコニバニ

◎此處石油會社創設之關ニテ法合

一九一九年四月三十日官報

此處上院及下院ニ於テ議決セリ

第一條 本會社ヲ此處石油會社ト稱シ

本系ヲマニラ市ニ置ク

會社存續期限ハ此法合裁可ノ日ヨ

リ五十年トス

第二條 本會社ハ法人法ノ條項ニ概
ニテ

編セザル限ヨリ之ノ適用ヲ受ク而シテ

法人法ニ指定セザル一般効力ヲ

得有シ且少石油採掘事業ノ採

張油井ノ穿鑿並生産物ノ賣捨

ヲ可能トシムルニ充テタル他ノ權利

ヲ得有ス

第三條 本會社ノ資本金ハ五十萬ペソ

トシ株數五千株一株各百ペソトス

而シテ各面以下ノ價格ニ於テ發行ス

ルコトヲ得ス且少其賣捨ハ現金ニ限ル

モノトス

第四條 總務ハ此條條文ヲ代表シ

最低限全株數ノ五割一分ヲ引受

第六條 理事會議ニ於ケル時ニ決
 定ノ如何ニ拘ラズ額面以下ノ價格
 二引下タルコトナク各州ニ及第
 一種並ニ公衆ノ應募力ニ付スヘシ一
 由拂込金額ハ應募金株發金ノ割
 上ニ殘高ハ理事會ノ指定ノ期日ニ
 拂込タヘキモノトス此條實政府ノ
 得タル總株數ノ投票權ハ專ラ
 總務及上下專院議長ヨリ成ル
 委員會ニ委任セラル
 第五條 本會社ノ理事會ハ五人ヲ以
 テ之ヲ組織ス 以密石油株式會社
 第六條 政府ノ得タル以密石油株式會社

株ニ對スル拂込金トシテ是等十ニ金額ハ
 次ノ條件ヲ具備スルニ非ズ比密金庫
 ヨリ支出スルヲ得ズ
 比密會社社長官ハ支拂力此ノ法左
 ニ依リテ認可セラルル返ハ帳簿ニ其
 金額ヲ記載スルコトヲ得ズ
 初立諸部ニ修リテ定メラルルニ於テ
 一九一九年向ニ於ケル投資額ハ五万
 ペソヲ越ユ可カラス 翌年以後ノ各
 年間ニ於テモ同様ノ金額ヲ以テ投
 資ノ最高限度トス
 第七條 本會社ハ裁可ノ日ヨリ之ヲ施
 行ス

一九一九年三月四日裁可

① 比密石炭株交會社創設之要スル
法律修正ノ件

(一九一九年四月三十日官報)
比密上院及下院ニ於テ議決セラル

第一條 法律第二五〇五號 比密石炭
會社創設ニ要スル法律第二條ノ左
ノ通改ム
第二條 本會社法律ノ條項ニ抵触
セサル限リ其適用ヲ受ケ法律ニ指定
サレタル一般の效力ヲ保有スルノコトナ
ス

比律賓密ニ於テ石炭採掘ノ業ノ換
張 石炭ノ採掘井ノ他ノ採掘
運搬及賣捌ヲ為スル者要テ他ノ
權利ヲ保有ス
會社ノ現行及向後發布セラルル林
產物ノ採集運搬ニ要スル
山林法及規則並ニ訓令ニ從ヒ會
社ノ用ニ供スル者官有山林ニ於テ
林產物ノ採利用ニ要シ優先權ヲ
保有ス
第二條 法律第二五〇五號 比密石炭
會社創設ニ要スル法律第四條ノ
左ノ通改ム

日 第四條 總督ハ比律賓政府ヲ代
 表シ最低限全株數ノ五割一分ヲ
 引受テ殘餘ヲ公營券ニ付スルニ
 様券ハ其割ヲ應答ノ際拂込
 額ハ理事會ハ指定ノ期日ニ拂
 込ハキモノトス
 比律賓政府ノ所有ニ付シタル株券カ
 投票權ハ總務元老院議長下
 院議長ヲ成ル委員會ニ委任セ
 セラルルモノトス
 第三條 法令第六條ヲ通改ム
 且 第六條政府ノ得タル比密石油庫
 社株ニ對スル拂込金トシテ又第六條十
 二十九

ル金額ハ次ノ條件具傷スルニ非サル
 ハ比密石油庫ヲ支出スル得ズ
 比律賓島會計検査官ハ此ノ法
 令ニ依リテ割立セルん會社ノ甚麽
 ニ對シテ投資ノ必要ナル部分ノミヲ
 其帳簿ニ記載シ金額ヲ以テス
 可カラズ
 第四條 本令ハ裁可ノ日ヨリ之ヲ施
 行ス
 一九一九年三月五日裁可



世役送先

臺灣軍參謀長、臺灣駐屯海軍次官
參謀次長、海軍司令部次官、外務次官
内務次官、法制局長官、拓殖局長官
北洋公使、東少將、坂西少將、立花軍司令官
京都軍司令官、南東植字務總長、青島民政
長官、朝鮮政務總監、朝鮮警務局長
内閣書記官長、山崎馬公署司令官、山岡第
一艦隊司令官、千阪第二艦隊司令官
八角北洋館附設官

第27門第
第24項第

12781號

大正八年十月六日接
外務部第二二七一號

第三課

大正八年十月三日

長崎縣知事 渡辺勝三郎

外務大臣之床次行二部殿
外務大臣子爵田中康哉殿

政務一課

馬尼拉廣東其他狀況ニ関スル件

本月一日午後二時、香港ヨリ管下長崎ニ入港シタル汽船
春洋丸の客艙ヲ獲テ因本武尚外教名ニ就キ標題
ノ件探聞スルニ

大正九年 三月貳日 記録第二部接受

一、目下本船ニ搭乗馬尼拉ヨリ東京行ノ途ニ在ル比
島人、テマトルヤンコ (Theodor Jungel) 八同地高井米會
議所會頭トシテ相當名望アリ比島獨立運動ニ

奔走中ノモノナルハ彼リ今次ノ行ヲ以テ單ニ高井ノ
目的ナリト稱スルモ事實ハ渡米後前テ法案請願
委員長ニ推挙セラレキ為メナリトノ聞ヘアリ

一、暹羅比島ヨリ米本國政府ニ提出シタル土地所有禁
止法案中同地在另邦人ノ借地權ヲ無効ニ帰セシム
ヘキ條項アリ而モ邦人ニテ借地ノ下ニ椰樹栽培
其他ニ從事シ居レル者大半ヲ占メタル現況ナリ
以テ該法案可決セラルハ其ノ被ル打擊ハ
蓋シテ甚クニテササヘシ

一、佛領印度支那海防河内地方ニハ多ク數ノ支那人
居住シ居レバ彼等ハ邦人ノ勢力ヲ駆逐スルヲ本
國排日派ノ相繼ニ應ジ盛ニ同思想ノ鼓吹宣傳ニ
努メ日貨排斥等ヲ企テツ、ア、然ルニ同地土着民

ハ支那人ヲ憐念スル下甚々レク陰ニ陽ニ之カ妨害ヲ
告ヘ佛國官憲亦彼等ノ輕舉盲動ヲ嚴戒抑壓
シツアルヲ以テ排日熱ヲ昂ナ為ニ邦人ノ利益ヲ蹂躪
セラルカ如キ虞レハ目下ノ知殆レト絶無ノ状態ニ在リ
一、目下廣東ニハ米國人經營ノ學校四、生徒概算千八
百名アリ然ルニ同校職員生徒ノ多クハ英國人經營
廣東「タイウ」ト題スル新聞紙リ其ニ排日ヲ高唱シ以
テ邦人ノ志展ヲ妨ク（一）百方府内ニシテアルモ同地督
軍莫榮新カ親日主義ヲ固執シ日貨排斥等ノ
輕舉ヲ嚴重注意警告セル結果其ノ禍害ハ未然ニ
防止セラルハアリ

一、豫テ帝國ニ對シ反感ヲ有セル支那南方派ハ日本
各新聞紙ノ掲載記事ヲ以テ同國ノ民意ヲ代表
レ所謂輿論ノ声ナリト曲解速断シ若シ其ノ掲載
事項ニシテ支那ニ關涉スルモノナラカ直ニ拔萃鬼
其ニ進々テ之カ内容ノ真偽該新聞紙ノ信用アルト
否トハ何等探考考量スルノ途ニ出テス同記事ヲ以
テ前年ノ如ク輿論ノ声ナリトシ帝國ニ對スル毀譽
褒貶ヲ定メ尋ネテ日態度ヲ決スルノ資料ニ供スル
風近時益々甚クシキモノアリ孰テリ本邦操觚者ニ
於テモ深ク是ヲ省察シ其ノ掲載記事ニ一字一句ノ瑣
末ト雖モ最モ慎重精確ヲ旨トシ苟クモ輕々ニ論断シ
彼等ヲ以テ誤解ヲ惹起セシナル稱日支親善止却ニ
要望セラルハ得ヌカク

右欄知ノ俾中參考迄及報告候也

郵受14056號

大正八年青 八日接受

銚子通商

課

外高村第ニ五七號

大正八年十二月四日

通商局長

長崎縣知事

渡邊勝三郎

内務大臣 床次竹二郎殿
外務大臣子爵内田康哉殿

馬尼拉

馬尼拉方面、状況ニ関スル件

本月二日午前七時三十分香港ヨリ管下長崎ニ入港セル汽船馬尼丸一等船客青池三郎ニ就キ馬尼拉方面ノ状況ヲ探聞スルニ

大正八年十二月拾貳日記録第二部接受

一 馬尼拉等ニ經營セル全國諸新聞ハ事毎ニ日本國排外ノ記事ヲ掲ケ以テ反日ノ氣勢ヲ高調シ、マニラ現ニ本年八月頃軍用船「レマーマン」號カ長崎港ヲ出帆以テ馬尼ラニ於ケル政ニ對シ無線電信ヲ發送セザリ一軍アリ然ルニ全政ニ對シ無線電信ヲ發送セザリ捕ハ全號カ電信ヲ發送セザル理由ヲキニ其ノ通信ノ到達セザルハ要ムルニ臺灣ニ於ケル日本政廳ノ妨害ニ基因スルモノト誇大ノ記事ヲ登載シ居リシカ全船カ豫定ヨリ三日間後到着シタリ然ルニ全船ハ航行中強風雨ニ遭遇シ難航ヲ續行セル爲打電セザリ理由判然新聞記事ノ誤謬アリシコト明カナルニ至ルニ拘ラス更ニ取消ノ掲載セラレシ如キ之ヲ証明シ得ヘシト云フ

一 比津濱群島中「ダバラ」ニハ本邦人一万位在位シ其ノ多シハ麻栽培業ニ從事シ全人等ノ所有土地面積約全島ノ過半ニ及ハントシ將來益々擴大ノ模様アルニ依リ全地民ハ大ニ憂

慮シ日下日本人土地所有禁止ノ議ヲ起シ委員ヲ選ニ比島政府
ニ向テ盛ニ運動中ナルガ該運動果シテ如何ナル程度迄盛功スル
ヤ否ヤハ疑問ニ属スルニ在留邦人間ニハ權利既得ノ土地ニハ
尤シク影響及ハサルモノト思科セルモ新ニ土地ヲ獲得スルカ如キハ
中々不可能事視セラレテ云フ
一 馬尼拉方面ニ於ケル本邦傭業婦ハ米政府ノ退去命令ニ依
リ一時其跡ヲ絶ケタル趣ニ在留邦人ノ面目ヲ施シタルカ最
近ニ至リ毎船二三名宛渡來セシ事實アリ或ハ再度本問題ニ就
テ左政廳トノ間ニ在在涉事件ノ惹起ヲ見ルコトナキヤト云フ
右開知、係御参考迄及報告候也

第27期
第9號

機密

文書課長 文書課
大正八年五月十二日 接受

大正八年十二月十一日起草
同、年、月、日、附

別紙

大正八年五月十二日發送

主任

主任

主管通商局長

在マニラ 内田大臣

来栖然領事館

マニラ方面ノ状況ニ云

スル件

大正八年五月拾貳日記録第二部接受

外務省

右件ニ関シテ、^ハ外務省ノ通長河島が

事ヨリ報告ニ、共有ニ五百名ナリ矣

考右部ニ及送付ナリ

外務省長河島が、来信十二月四日付

外務省知二五二七號ノ軍係付

ノ一

浄書校正

附屬書類添附

大正拾年五月四日 接覽

駐蹕齋

第三課

書

女子軍校 4/15

本館 以馬

號 5218

南洋情報第一號

大正十年四月廿日

臺灣軍參謀部

大正十年五月四日

情報

伊藤

門類 6
項 2
號

南洋事情

南洋事情

(新聞報)

目次

- 一 比律賓諸新聞論調
- 二 比律賓軍人在任期變更
- 三 サマルシア官所ノ交迭
- 四 飛行場選定問題

一 比律賓諸新聞論調

(四月三日、ライオン)

A. 「ケズ」紙

比律賓人ハ日本ニ平和的傾向ノ漸次盛ナル

ヲ見テ慶賀スヘキ充分ノ理由アリ比律賓ノ
 將來ハ太平洋ノ二大強國即チ米國及ヒ日本
 ノ間ノ親密ナル關係ノ繼續ニ繫倚スルコト
 深シ各力國運發展ヲ害スル右兩國間ノ不祥
 ナル敵對關係ノ如キハアラス

B. 「インテリゲンツ」紙

在華盛頓比律賓駐在局ノ事業ニ吾人ハ全
 同意スルモノニアラサレトモ現下ノ事情上
 吾人ハ敢テ其活動ヲ妨ケサル様努メタリ
 然レ下テ吾人ハ同局カ尚ホ幼稚ナル比律賓
 人ノ手ニ委テラレタルヲ見テ私力ニ其ノ失
 策ナカルハキヤヲ氣遣ヒタリキ果セル哉彼

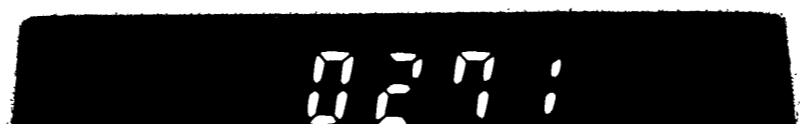
等ハ今回田ツツト將軍ノ比律賓總督候補者タル
ル説ニ對シ二十三年前ノ軍政時代ニ逆戻スル
天ノニシテ一退歩ナリト論セリ斯ノ如キ幼
稚ニシテ而カモ時宜ヲ得サルノ論何處ニア
リヤ

C. 「インデペンデント」紙

比律賓ノ現状調査ノ任務ヲ帶ヒ比律賓ニ渡
来スヘキツツト委員一行ニ關シ「インデペンデント」紙ハ
其ノ帝國主義的計畫ナルヲ示シテ只將來自
然ニ知ラルル外ナキ事實ヲ豫断シ吾々比律
賓人ハ未ダ独立ノ準備ナク斯クノ如キ確乎
タル政府ヲ樹立セラレ高潔ナル政治ヲ行ヒ

以テ人民ノ信頼ニ背カサル時期ニ達スル前
ニ今一層市民的良心ヲ發達セシメ公德ノヨ
リ高キ標準ヲ立テ人民一般殊ニ其先達者ニ
於テ今少シク責任觀念ノ強マルコトヲ要ス
ト論セリ

本紙ハ「インデペンデント」紙ト見解ヲ異ニス現在ノ政
治ハ多クノ眞ニ於テ種々ナル缺欠アルコト
ハ事實ナリ不當利得購着不公平賄賂公費ノ
濫費不正選舉等一言ニシテ言ハハ所謂政治
上ノ齟齬ハ政府ノ各部ニアリ併シ下ラ其ノ
責任ハ唯比律賓人ニノミアリヤ之カ責任者
ハ米人ノ保護ヲ恃ミ民意ト法律トヲ玩弄ス



ル僅少ノ比律賓人腐敗政治家ノミナレトシ
紙ノ論スルカ如ク此ノ責ハ政策ノ原則ニ存
スルニアラスシテ其ノ適用ニ在リ即チ其ノ
過誤ハ有用ノ器ヲ其位置ニ据エスレテ政府
党ナル國民黨ノ少数首領者ノ傀儡ヲ以テ枢
要ノ地位ニ置クニ在リ過誤ハ官吏ノ比律賓
人化ニアラスシテ惡種ノ比律賓人ヲ以テ比
律賓人化セシ所ニ存ス

二、比律賓軍人在任期變更（四月三日マニラタイ会）

從來比律賓在勤米國軍人ノ勤務期限ハ桑港
去帆ノ日ヨリ起算シ米國帰者ノ日迄満ニケ
年ナリシカ去ル月曜日「オート」サンチアゴニ着

セル電報ニ依レハ比律賓ニ到着ノ日ヨリ起
算シ比律賓ヲ去ル日迄満ニケ年ト變更セラ
レタリ之ハ外國勤務ノ兵卒ニ対スル規定ニ
合一ヒシメタルモノニシテ結局ニケ月延長
セラレタルモノナリ

三、サンタルシア「官所」ノ交渉（買音コリスタイ会）

總督代理「イーター」ヨリ比律賓軍区司令官「カ」
少将ニ宛テタル通牒ニヨレハ四月十日迄ニ
サンタルシア「官所」ヨリ比律賓警察隊ハ撤退シ之
ヲ軍隊ニ引渡スヘシ
軍隊ハ久シキ以前ヨリ「シャルテル」ノ「レイシ」ト「サシ」
ル「レア」トノ交換問題ヲ比律賓政府ニ交渉シツ

ツアリレカ遂ニ之ニ應スルコトナレルモ
ノナリ「サシタル」レア「屯営」ハ港灣区域及ヒ港ニ
面スル軍事造営物ヲ整備スル軍隊ノ屯営所
ニ用フルコトトナルヘシ

四、飛行場選定問題

(四月三日マニラタイムズ)

内務部長代理「ラスアラス」財務部次長「シン」
上院議員「レオン」等國民軍委員ハ去ル火曜日
会議ヲ開キ飛行場問題ヲ議セシカ報告セラ
レタル敷地ハ軍事當局者ノ提議ニ係ルモノ
ニテ「アオート」マツキ「レ」保留地域外ニアル一ヶ
所ノミナリ
レオンハ一般論トシテ此ノ提議ヲナセシモ今

少シ多数ノ委員出席ヲ見ル迄決定ヲ延期ス
ルコトトナレリ
軍隊側ハ「アオート」マツキ「レ」ヨリ見テ「マキリ」ナ河ノ
対岸ニ必要ナル地ヲ提供セントス今回提供
ヒラレタル地ハ低地ニシテ盛土ヲ要スルコ
ト大ナリ軍隊側ハ文武両術カ何時ニテモ之
ヲ使用シ得ルヲ條件トシテ之ヲ提供セリ

發送先

前號ニ同シ

